

平成30年 8 月

京都地方税機構議会定例会会議録

平成30年 8 月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期 1 日間（平成30年 8 月 4 日）

1	出席議員氏名	3
1	議事日程（第 1 号）	4
○	石田議長開会宣告	5
1	議員異動報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第 3 号議案	5
1	第 3 号議案、同意	6
1	第 4 号議案	6
1	第 4 号議案、同意	7
1	第 1 号議案及び第 2 号議案	7
○	山崎広域連合長の提案理由説明	7
1	一般質問	
○	高倉武夫議員の質問及び山崎広域連合長の答弁	8
○	山崎恭一議員の質問並びに後安事務局長及び中野業務課長の答弁	11
○	小原明大議員の質問並びに山崎広域連合長及び後安事務局長の答弁	19
○	光永敦彦議員の質問及び後安事務局長の答弁	25
1	第 1 号議案及び第 2 号議案（質疑・討論・採決）	
○	光永敦彦議員の討論	30
○	梅原好範議員の討論	31
1	第 1 号議案及び第 2 号議案、可決及び認定	32
○	石田議長閉会宣告	32

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議 決 結 果
第 1 号	京都地方税機構公告式条例一部改正の件	原 案 可 決
第 2 号	平成29年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件	認 定
第 3 号	副広域連合長の選任について同意を求める件	同 意
第 4 号	監査委員の選任について同意を求める件	同 意

平成30年8月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

平成30年8月4日（土）午後2時00分開会

○出席議員（32名）

石	田	宗	久	君
秋	田	公	司	君
尾	形		賢	君
光	永	敦	彦	君
平	井	斉	己	君
林		正	樹	君
足	立	伸	一	君
岸	田	圭	一郎	君
高	倉	武	夫	君
山	崎	恭	一	君
長	野	恵	津子	君
星	野	和	彦	君
湊		泰	孝	君
村	田	圭	一郎	君
太	田	秀	明	君
小	原	明	大	君
清	水	章	好	君
河	田	美	穂	君
水	野	孝	典	君
今	西	不	悖	君
倉		克	伊	君
小	泉		満	君
林		吉	一	君
脇	本	尚	憲	君
原	田	周	一	君
松	本	俊	清	君
竹	内	き	み代	君
内	海	富	久子	君
徳	谷	契	次	君
梅	原	好	範	君
和	田	義	清	君
家	城		功	君

○議会事務局

議会事務局長

森 田 鉄 也

○地方自治法第121条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山 崎 善 也

副広域連合長

木 村 要

事務局長

後 安 剛 児

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

神 谷 正 英

事務局業務課長

中 野 晃

事務局法人税務課長

小 谷 幸

事務局業務課参事

清 水 直 喜

事務局業務課参事

岡 部 晴 朗

事務局法人税務課参事

池 田 正 康

第3号議案同意後、追加出席要求

副広域連合長

山 内 修 一

議事日程（第1号）平成30年8月4日（土）午後2時00分開会

- 第1 諸報告
- 第2 議席指定の件
- 第3 会議録署名議員指名の件
- 第4 会期決定の件
- 第5 第3号議案
- 第6 第4号議案
- 第7 第1号議案及び第2号議案（広域連合長説明）
- 第8 一般質問
- 第9 第1号議案及び第2号議案（質疑・討論・採決）

以 上

○議長（石田宗久君） これより平成30年8月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。北仲篤君、西島寛道君、勢簀毅君の議員の任期満了に伴い、宮津市議会から星野和彦君、井手町議会から脇本尚憲君、与謝野町議会から家城功君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

また、渡辺邦子君、谷口雅昭君から、一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。

これに伴い、京都府議会から尾形賢君、京丹後市議会から水野孝典君が新たに選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告5件が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんおき願います。

○議長（石田宗久君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました尾形賢君ほか4名の議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

○議長（石田宗久君） 次に、日程第3「会議録署名議員指名の件」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、足立伸一君及び水野孝典君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いいたします。

○議長（石田宗久君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（石田宗久君） 次に、日程第5、第3号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。森田議会事務局長。

〔森田議会事務局長朗読〕

第3号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第162条の規定により、

下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

平成30年8月4日提出

京都地方税機構

広域連合長 山崎 善也

記

奥 田 敏 晴

山 内 修 一

○議長（石田宗久君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第3号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

本件は議案としては1件であります。その内容は2個でありますので、選任同意についてはお一人ずつ2回に分けて採決いたします。

それでは、まず、奥田敏晴君の副広域連合長選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田宗久君） 挙手全員であります。

よって、奥田敏晴君の副広域連合長選任に同意することに決定いたしました。

次に、山内修一君の副広域連合長選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田宗久君） 挙手全員であります。

よって、山内修一君の副広域連合長選任に同意することに決定いたしました。

この際、山内副広域連合長に対して出席要求理事者として出席を求めることとします。

〔副広域連合長山内修一君入場〕

○議長（石田宗久君） 次に、日程第6、第4号議案「監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。森田議会事務局長。

〔森田議会事務局長朗読〕

第4号議案

監査委員の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第196条第1項の規定に

より、下記の者を監査委員に選任することについて同意されたい。

平成30年8月4日提出

京都地方税機構

広域連合長 山崎 善也

記
家 城 功

○議長（石田宗久君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第4号議案につきましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（石田宗久君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。

採決の方法は挙手によります。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により関係議員は除斥することになっておりますので、家城功君の退場を求めます。

〔家城功君退場〕

○議長（石田宗久君） それでは家城功君の監査委員選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田宗久君） 挙手全員であります。

よって、家城功君の監査委員選任に同意することに決定いたしました。

〔家城功君入場〕

○議長（石田宗久君） 次に、日程第7「第1号議案及び第2号議案」の2件を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日ここに、平成30年8月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用の中、また土曜日にもかかわらず御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

各議案につきまして、一括して順次御説明を申し上げます。

まず、第1号議案「京都地方税機構公告式条例一部改正の件」につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、規則公布時に必要となる連合長署名を記名に簡素化するなど、行政事務の簡素化及び効率化を図るための所要の改正を行うものでございます。

次に、第2号議案「平成29年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、平成29年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算につきまして、認定を求めるものでございます。

以上のとおり提案いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（石田宗久君） 次に、日程第8「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、高倉武夫君に発言を許します。高倉武夫君。

〔高倉武夫君登壇〕

○高倉武夫君 綾部市議会選出の高倉武夫でございます。発言通告に基づき一括で質問をさせていただきます。

さて、京都地方税機構は平成21年度の発足以来、公平・公正な税務行政の推進並びに納税者の利便性の向上に向けて着実にその成果を上げてこられたものと思っております。京都地方税機構の平成29年度の収納率は53.5%となり、機構が本格的に徴収業務を開始した平成22年度が34.8%ですから、20%近く上昇したことになるとうかがっております。この間に業務の効率化を進めながら、さまざまな取り組みがなされ、このような収納率を達成できたことは、徴収業務の共同化の効果が非常にあらわれているというふうに評価をさせていただきます。

私は平成26年9月に機構の議員に選出され、4年目の議会となります。徴収業務については、本議会におきましてもさまざまな御意見が述べられてきておりますが、連合長からは納税の意義や徴収のあり方について丁寧に説明されてきたところです。すなわち、納税の公平性の確保として、納税できる環境にありながら納付しない方については、厳格に対応するとの基本的考えを説明されてきたところであります。

少子高齢化が加速する中で、活力ある地方の維持発展に欠かすことができない貴重な財源となるのは、地方税にほかなりません。その貴重な財源である公平・公正に課税された税金は当然に公平に納税されなければなりません。このような公平・公正な税務行政を実現する組織として、京都地方税機構の存在は非常に大きいと考えております。

私の地元の綾部市においても、平成22年度の収納率は27.4%でありましたが、平成29年度には47.7%に上昇しており、昨年度に綾部市から機構に移管された約3億2,300万円のうち、約1億5,400万円が収納されたこととなります。これは現場で職員の方が徴税吏員として使命感を以って業務に当たられた成果であると思えます。地元におきましても、大いに評価されているものと思えます。

そこでお伺いいたしますが、毎年度最高の収納率を更新し続けられた、その主な原因、どんなところにあるのか、今一度、お聞かせをいただきたいと思えます。

また、徴収率や収納率の向上は今後どのように推移するとお考えなのか、御所見をお伺いしたいと思います。

次に、これまでも御答弁いただいておりますが、個別に納税折衝や財産調査をした結果、納税できる環境にないと判断された場合の対応について、職員の方にどのような指導をされておられるのか、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、平成30年7月豪雨により、西日本を中心に各地で甚大な被害が発生し、綾部市におきましても、まことに残念ながら尊い命をなくされた方がおられます。

そこでお伺いいたしますが、徴収の立場から被災者の方々にどのように配慮ある取り組みをされたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、自動車関係税の課税事務の共同化についてお伺いいたします。

平成28年度から開始された軽自動車税に係る課税情報のデータ化により、それまで各構成団体において全て手作業で申告書のデータ処理がなされていたところ、検査情報データを活用することにより、大幅な事務の効率化が図れただけでなく、正確な事務処理が実現できたものと伺っております。

さらに、自動車関係税申告受付センターが昨年4月に開設され、申告窓口の一元化により納税者の利便性も確保されました。センターの設置は、自動車関係税の課税事務の共同化にとって意義あるものと思っております。

そこで、初年度にあっては大変御苦労があったと思っておりますが、昨年度の自動車関係税申告受付センターの運営、現状についてお聞かせください。

また、申告受付センターの運営に関して、今後どのような業務の効率化が可能となるのか、またどのような取り組みを検討されているのかお聞かせください。

最後に、来年10月の車体課税の見直しにより、新しく環境性能割が導入されます。そこで、環境性能割導入に向けた具体的な準備の状況についてお聞かせください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（石田宗久君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、高倉議員の御質問に順を追って答弁申し上げます。

高倉議員におかれましては、当機構の業務実績について高い評価をいただき、御礼を申し上げます。

まず、収納率の更新を続けている要因についてであります。機構では設立当時、徴収業務基本方針というものを定めまして、法令等の正確な知識のもとに、公平・公正な事務執行に当たること、また納税者の主張を正確に把握し、親切、丁寧な対応を行うことを基本姿勢といたしました。この基本方針に基づいて資力がありながら納税しない方に対しては、厳正な滞納処分を執行し、資力のない方に対しては滞納処分の執行停止を含め、納税の猶予を行うなど、法令に基づき適切な対応を行うとともに、納税折衝においては納期内納税の重要性や新たな滞納を発生させない納税計画などの納税指導を行ってまいりました。このような機構の徴収業務の進め方を新たに派遣された職員にしっかりと教育して機構内で継承し、適切な業務を継続して実施するとともに、コンビニ収納など納税環境の整備にも積極的に取り組んだ結果と考えております。

次に、徴収率と収納率の今後の推移についての質問でございますけれども、高倉議員から機構の収納率の御紹介をしていただきましたので、私からは構成団体の徴収率の御報告をさせていただきます。

速報値ではございますが、平成29年度の構成団体合計の徴収率は過去最高の98.3%となり、

機構成立時の平成21年度に比べまして2.6ポイント増となっております。内訳としましては、市町村がプラスの4.2ポイント、府がプラスの1.6ポイントで、平均して2.6ポイント増ということでございます。これは、29年度ベースで試算すれば金額で約113億円の税収を確保することができたということになりまして、これは非常に大きな成果と考えております。

このような滞納整理が進む一方、年月を積み重ねた過去の滞納繰越分において、納税が見込めないものが不良債権化してきておりまして、これまでと同様の高い伸び率での推移は難しいと考えておりますけれども、今後も構成団体と連携を密にして徴収率と収納率両方の向上に努めてまいります。

次に、納税できる環境にないと判断された場合の対応についての御質問でございますが、税務行政の基本というのは、公平・公正な業務執行を通じて納税秩序の維持と税収の確保に努めることでありまして、関係法令の規定を公平性の基準として個々の状況に応じて納税猶予制度を適切に適用するよう、職員には指導しているところでございます。

具体的に申し上げますが、例えば災害等の被災、あるいは病気、事業の休廃止などで一時的に納付困難となった場合、納税の資金調達のための時間的猶予を付与する徴収猶予のほか、差し押さえを既に執行した者や執行予定の者の中で、換価によって事業が継続困難となったり、生活困窮となる場合に、換価や差し押さへの執行を猶予する換価の猶予というものがございます。また、さらに最終的に納付困難と判断した場合に、差し押さへの執行を停止して、納税の猶予を図る滞納処分の停止、この三つを状況に応じて適切に適用しております。

次に、平成30年7月豪雨による被災者の方への対応についてであります。災害発生後、直ちに被災地への定型の一斉文書催告は中止しておりまして、被災された納税者の方の状況を正確に把握した上で親切、丁寧な対応を行って、個々の状況に応じて、先ほど申し上げました納税猶予制度を適切に適用するようにしているところでございます。

また、災害発生後に、申告期限を迎える法人に対しては、申告期限延長に関するお知らせを送付したところでございます。

次に、普通自動車と軽自動車の申告書を1カ所で受け付け、申告者の利便性向上を図った自動車関係税申告受付センターについてであります。平成29年度に受け付けた自動車税及び軽自動車税の申告書は約42万件、そのほか軽自動車の課税データを約16万件データ化したところでございます。今後、共同化初年度の業務内容などを検証する中で、さらに効率的な運用方法を検討していくこととしております。

最後にお尋ねの来年10月から環境性能割が導入されることとなりますが、廃止される自動車取得税に係る課税データ作成業務に比べまして、自動車税及び軽自動車税に係る環境性能割の課税データ作成業務は相当に業務量の増加が見込まれますので、現在京都府と調整を進めているところでございます。

なお、税制改正に伴い各構成団体議会において、機構の規約変更の議案を議決していただく必要がございますので、府議会、市町村議会におかれましても、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 高倉武夫君。

○高倉武夫君 ありがとうございます。

税務行政はいつの時代も公平・公正でなければなりません。それは法律に基づいた厳正なルールのもとでの確に行われなければなりません。住民の信頼を得ることはできないからです。連合長を先頭に京都地方税機構の職員の皆さんがこれまで懸命に取り組んでこられましたから、今日の実績があると思っております。引き続き、公平・公正な税務行政を誠心誠意取り組んでいただき、さらに税業務の共同化を進展させていただくよう期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（石田宗久君） 次に、山崎恭一君に発言を許します。山崎恭一君。

〔山崎恭一君登壇〕

○山崎恭一君 宇治選出の山崎でございます。

京都地方税機構議会8月定例会における一般質問を行います。3月末、業務の取組状況等で、昨年1年間の機構の業務報告がされておりますが、移管額が現年、滞納繰越ともに減少し、そして21億7,000万円減っているわけですが、差し押さえ件数や滞納件数は逆に増加をしています。そのおかげというのか、収納率は機構設立以来、毎年上昇というのを今も続けています。

先ほどの連合長の御発言の中でも、こうした事態の中で今までのペースで収納率が上昇していくのはこれからは困難かと思うとおっしゃっていましたが、私もこうした収納額、移管額が減少する、こんな中で収納率の連続上昇を余り無理に追及するということになれば、一層過酷な徴税になる可能性があります。十分な注意が必要ではないか、こう思っているところであります。

私はこれまでも地方税機構の過酷な徴税の実態、実例について例を挙げて質問してまいりました。その度に機構は、先ほどから言われておりますが、納められるのに納めない人、それと納めたくても納められない人というのは厳格に峻別をして対応すると、こういうふうに繰り返し表明をされてきましたが、果たしてその姿勢は業務の全般に定着をしてくているのかどうか、幾つか事例を挙げて質問させていただきます。

納税を通じて滞納になる場合に、単純に滞納になっているというだけではなく、その前の事情で市との間で、町の場合もありますが、構成の自治体との間で係争ということが起こっている場合があります。こうした場合は、係争中だということを納税者、滞納者ということになります。主張したら該当する市町村にその事情について機構からは問い合わせをしたり、調整をしたりはされるのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

〔事務局長後安剛児君登壇〕

○事務局長（後安剛児君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、移管案件の課税につきまして、滞納者の方が移管元構成団体との間で係争中だというふうに申し出た場合につきましては、当然、移管元構成団体に事実確認を行っております。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 問い合わせをしているということですが、私が聞いた宇治市の事例では、市道の拡幅、随分前の話なんです、それで当時、寄附ということではなく私有地、底地を所有権を持ったまま公道になった。市の担当者は、その当時、税金はかからないようにしますからと言われたので、所有者はそれでされるものだと思っていたら、実は分筆をするという作業を自分がしないといかんということをよく理解をされてなかったようで、市からその市道提供分についても課税をした額で請求が来た。文句を言って放っておいた。もう少しやりとりがあればと、今から思えば双方に思うんですが、それが結局機構送りになり、今、年金を受ける事態になって年金が差し押さえになっていると、こういう事例がありました。

こういう場合、市には問い合わせをされるんだと思うんですが、この滞納になっている方と市の間で見解は違って、半ばけんかみたいになっているわけですが、こういう状態のまま受けてしまっただけで差し押さえまでやるというのは、ちょっとやり過ぎではないかと、もう少しやりとりなり、経過なりということをやるときではないかと思うんですが、個々の事例についてを御答弁するのは難しいかと思いますが、こういう場合にちょっと、恐らく問い合わせた市のほうとしては、あんまり係争だとは思っていないというようなことを言ったのかなと思うんですが、一般論になるかもしれませんが、こういうやりとりについて差し押さえまで行くというのは、ちょっと早計ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 個別の事案ではございますが、一般的に申しまして、構成団体、移管元ともめているというふうなお話がありましたら、事実確認をしまして、その中で解決すべきことを構成団体側にしっかりと説明責任を果たしていただけるように、機構としてはお願いしております。

ただ、その結果次第によりまして、税額が変わるとか課税が取り消しになるとか、そういったものでございませでしたら、ある程度、課税債権が確定いたしておりましたら、機構のほうとしては解決は求めながらも納税のほうをお願いしたい。でないと、延滞金が加算になりまして、納税者の方にかえって不利益になるということでございますので、一日も早く納付していただくようにしております。

ただ、構成団体側との話がかからないということで納付をされない場合は、やはり最終的に納付の意思がないというふうに判断させていただかざるを得ないので、差し押さえといったような処分をさせていただくこともございます。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 今の事例もそうなんですが、移管をされて、そういうやりとりがあって、ちょっとこれは移管を受けるのには不適切だと、構成自治体のほうでもう一度整理をして出し直してくれということで、戻すというようなことをされたことは、これまででもあるんでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 先ほど申し上げましたが、その課税段階で法的な不備等ござい

まして、税額等に影響のあるようなものにつきましては、一旦構成団体側にお返しして移管
手続を取り消して整理をするというようなことをお願いすることはございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、確定的なものでございましたら、引き続き整理をお
願いしながらも機構のほうで徴収業務を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 今、私が挙げました事例は、実は主要な問題は宇治市と納税者の間にあって、
機構に大きな責任があると思っているわけではないんですけども、こうした場合、長期に放
っておいた納税者の方、せつかく市道へ提供していただいて協力いただいたのに、上手に説
明して誘導もできなかった市の側、この双方に問題がありますので、差し押さえの前におま
えのところでもうちょっとちゃんと整理しておけとって戻してもらったほうが、もう少し
スムーズな方向へ進んだのではないかと、大変残念に思っている例でございます。

次にですが、機構との間でトラブルのお話を時々私も聞くんですが、その典型的な例とし
て、機構の担当者が変わった、そのときに前の担当者との間で確認をしていた納付方法を続
けていこうと、実際に大体何とかしながらもそれは納入されてきていると。しかし、新しい
担当者がこんな額ではあかん、もっとふやせと言って、いや、ちょっと待ってくれという話
になる例がたくさん報告があるわけですね。

引き継ぎに際して、新任の職員への研修内容はこれまで聞いてまいりましたが、実務的な
研修はやっておられるというのは確認をしているのです。ただ、引き継ぎの際に、新しい担
当者が突然、条件は基本的に変わっていないのに、納付テンポを上げろ、額を上げろとって、
ついこの間、前任者と確認をしたのにとってトラブルが起こる、こういう原因はどこにあ
るといふふうにお考えでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 納税折衝等におきまして分納相談も機構のほうで受けておりま
すけれども、その場合もできるだけ短期間に完納になるようお願いしております。

したがって、分納中でありましても、一定期間を定めまして、その後の状況変化を確認さ
せていただいております。分納額の増額により納付期間の短縮は可能と判断される場合は、
納税計画の見直しをお願いしているところでございます。これは担当者が変わったからどう
ということではなく、当機構の徴収業務の進め方でございます。

したがって、改善しなければならない点というふうには考えておりませんが、
納税折衝におきまして丁寧に説明を行い、御理解いただけるように、引き続き努力してまい
りたいというふうには考えております。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 滞納分の納入の仕方についての協議というのは、必ずしも法律どおりという
よりは、納税者の納税の能力、財力の状況その他について機構の側と話し合いをして、一旦
合意に達したものを変更するということになる、双方の新たな合意というのが原則だとは
思うんですが、私はこの際にしばしばかなり強引な物言いがされている、それがトラブルと
して我々のところに届いていると思いますので、状況が変化をしたら納入のテンポなり、額

なりの変更を求めることはあるというのは、これは一般論としては私も十分理解はできますが、そのときの、納税者にとっては何とかやっているのにまだ額ふやすのかというのは抵抗が大きいのは当たり前なんですから、そこをどのように納得のいくように話をしてものを処理するか。ちょっと私は高飛車の事例が多くて、これはトラブルになっているというふうに判断をしています。そうした対応については十分に御配慮いただきたいと思います。

一つ、事例を挙げてお尋ねをいたします。滞納分の分納は機構との合意に基づいて行ってきた方が、65歳になって基礎年金が支給をされるようになった、その額についてその年金分だけ納付額をふやせという指導が入った。いただいた女性の方は、せめて孫にお年玉を上げる分ぐらいはちょっと欲しいと言ったら、お年玉を上げるお金があるなら税金を払えと言われた。これは理屈が間違っていると思っではないんです。お年玉より納税が先だろうと。

ただ、長年苦勞してお金、年金掛けてきてようやく受給年齢に達した、もらった分を納税に回せ。これで説得できたらいいですよ。相手にここまで強引にやるというのは、ちょっとこれが一般的な方針なんでしょうか。この場合、もらった年金額は全部納入に回せと、これは基本的な原則でしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 分納額の増額につきましては、先ほど申し上げましたように、可能と判断される場合につきましては、納税計画の見直しをお願いしておりまして、やはり新たな計画を立てていただく際には、できるだけ早期完納ということを目指していただくためにも、納税の優先というのをお願いしているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたようなところでございます。うちの機構の職員も京都府、市町村から派遣されておる職員でございますので、我々、ちゃんと丁寧にやっていただいているというふうに信頼しております。

ただ、今後も引き続き丁寧な説明に努めてまいりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 しばしば出てくる事例ではないかというように思います。それまで年金の支給がまだ始まってない段階で多分ほかの家族とも御一緒に暮らしてて返済ができていた。年金の分、収入がふえたんだから、その分納入をふやせというのは大きなこととしては仕方がないと思っています。

ただ、全額というのは、ちょっとしゃくし定規できついなというふうに思います。私、こういうところが地方自治体の行政の、いわば一つの勘どころではないかというふうに思うんですね。納税率の向上を非常に高く追及していくと、それは規則どおりだよと、何もこちらに落ち度はないんだという話になろうかと思いますが、こうした事例も含めてもう少し何といたしますか、双方がにこやかにものが進むように、少しずつ双方が損といたらおかしいですが、負担を分け合って一律に全部というふうにしない、しゃくし定規な対応をしないということが地方自治体の事務執行の一つの要だというふうに思っております。

また、具体的な事例があったら事例を挙げてお話をしたいと思います。

続いて、国民健康保険料の問題についてお尋ねをしたいと思います。国保料、国保税とい

うのは、一般的な税金よりも過酷な負担、特に低所得者にとっては大きな負担になります。毎年賦課される。これ、収入がなくても賦課されていくのが国民健康保険料と。経済的に困窮に陥って保険料が払えなくなり、そして滞納が発生、機構へ移管、滞納克服の計画作成、実行と、こういうふうに推移をしていくと思いますが、国保料の場合、この滞納分の支払いと同時に、現年分の賦課がまた発生して、それも払わないかんわけですね。そもそもそれが払えないから滞納が起こっているんで、両方払えるようになるには、大分経済的な事情が改善をするか、生活の中に何か多少余裕があればそれを大幅に削るなり、大きな変革が必要になるんですが、実はこれ両方はなかなか困難だ、どちらも宇治市は移管してませんから、現場の様子は見てますけども、ふえたり減ったり、じわじわと減っているけど、きれいになくならない。短期証が発行されたり、されなかったりということで、何か事情が変わるまで我慢して待っている、こういうことが多々あるわけですが、機構の側としては、こういう特徴を持っている国保料の滞納分、債権として移管を受けた後、滞納の原因が税なのか、国保なのかということは、区別をしてそれなりの配慮して対応されているのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 基本的には、移管を受けた税、料ともに課税年度、古い税金から基本的に整理を行っております。

ただ、自主納付等の場合、本人の御希望がございましたら、年度、税あるいは料に入れていただきたいということであれば、そういった対応をしているところでございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 私がお尋ねしたのは、債権額の中で、これは税で起こった滞納分なのか、国保の滞納分なのか性格が大分違うと思いますので、それを区別して対応されているのかということで、古いか新しいかということをお尋ねたわけではありません。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） そういった区別はせず、一つの、滞納といいますか、滞納として全体で計画的に納付していただけるような納付計画を立てていただけるように、納税折衝をしております。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 丁寧に事情を聞いて対応していただければ、事情の違いというのはそれなりにわかっていくと思うんですが、私は税の滞納と国保料の滞納とはやっぱり区別をすべきだというふうに思います。再三、話題になっています納税能力があるのに納めないのが国保料という場合は大変まれだというふうに思うんですね。国保料の滞納は低所得ないしはそもそも納められなくなって滞納になったという事例ですから、これは移管案件だったら、税だか国保だかそんなことは区別してないというのは、私はやはり少し乱暴だなというふうに思います。

私は国保料の滞納の場合、大変深刻な問題もありますので、市町村ではどうやっているかという、国保の窓口だけではなくて、例えば水道料の減免とか時によったらNHKの受信料の減免だってこれらは対象になるよとか、さまざまな子供に対する福祉施設だとか、こういう自治体の持っている総合的な力を動員して少し経済状態を改善して納付してもらう指導

だとか、いよいよなら生活保護を受けるなり、こういうことも視野に入れた話し合いを現場でするわけですが、機構はそうはいかないと思うんですね。納付をどうするのかという話になってしまいます。私は、そもそも今の機構の体制、性格からいうと、国民健康保険を扱うのには余り適切じゃないんじゃないか。私ども機構そのものの存在に対して否定的な見解を持っていますので、今さらですが、少なくとも国保を扱うというのは、ちょっと今の機構では実質上、無理があるということではないかと思うんですが、どのような御見解ですか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 国保料も税も基本的に同じような形で扱われますので、やはり一つにして納税計画なり、あるいは全体でその方の先ほど申し上げました納税猶予制度というの、税も料も含めまして適用していくといったことで、かえってその方の生活にとっては全体的な整理が図れるということもございますので、機構でやるべきではないというような業務とは思っておりません。

また、各構成団体におきましても、そういった整理が適しているということで、機構のほうに移管してきていただいておりますので、それぞれのところでそういった判断をしておるものというふうに認識しております。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 納税計画を考える場合に、滞納している方の資産状態、生活状態はもちろん考慮されると思うんですが、その場合、収入から納税できる額を計算するのに、この方が生活をするのに最低限どれぐらいの額が要るかということは、当然想定をされてお話をされると思うんですが、その場合、必要な生活費、最低限な生活費という算定は、生活保護基準と全く同じ額で大体算定をされて、これを超えた分は全部納入に回してくれよと、大体こういう指導になっているんでしょうか。

○議長（石田宗久君） 中野業務課長。

〔業務課長中野晃君登壇〕

○業務課長（中野晃君） 今の御質問なんですけれども、機構としましては機構が定める滞納整理、事務処理の運用指針というのがありまして、そこには執行停止の基準というものを定めております。国の定める生計需要額を一つの目安として、参考として使用しております。この基準では、例えば地域ごとに金額が異なるんですけれども、宇治市の場合、1人世帯で年所得94万6,800円、二人世帯で年所得140万7,080円という金額になります。これに住宅費等が加算されるというような計算になっております。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 この金額ですと、ざっと生活保護基準とほぼ同じかなというように思うんですけれども、例えば今、テレビの天気予報や保健所を初め関係機関は、この猛暑の中で熱中症予防のためには、寝ている間もエアコンをつけておかれるようにというふうに呼びかけたり、ためらわずにエアコンかけろと、こうしきりに言っているんですね。

ところが、生活保護基準では冬季の暖房の加算というのはあるんですけれども、夏季の冷房の加算というのがありません。そもそも生活保護にエアコン使ったらいかんというのが10年

ちょっと前までであったんで、その名残かと思うんですが、今の状態では下手をすると夏のほうが光熱水費が高くなるという可能性があります。

また、生活保護基準では、エアコンや冷蔵庫などの買いかえの費用というのは、原則的には出てきません。今使っているものの維持費は出ますが。機械的に生活保護基準を適用するのは、現在の生活保護基準はかなり過酷なんですね。滞納者にも人権や生活権はあります。基準の見直し、または柔軟な適用が必要だと思いますので、さっきの額で言うとかなりきついな、これはもう指摘をさせていただきます。

機構側は市町村の税務担当者の会議で、本年度の目標収納率52.2%達成に向けて頑張るんだと、こういうふうにたんかを切ったというか、決意表明されて、ほぼそれが達成される見込みのようです。

ただ、こうしたときにも、各地方事務所等で出納閉鎖まで全力で取り組むと、こういう話も決意表明されているんですが、こうした収納率向上の至上主義的な姿勢が強引な徴税業務に結びついていっているのではないかと。

私は、先ほど連合長もおっしゃいましたように、今日のさまざまな情勢の中で言うと、納税者の生活維持、向上、その行動ということにもう少し配慮をして、目標については弾力的に考える、こういうことも必要になってきているのではないかと思います、ひたすら高い収納率を更新するというのがちょっと過重な負担になってやしないかと思っているんですが、いかがですか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 目標につきましては、やはり組織である以上、業務遂行する意味で目標を設定させていただくということは、当然のことではないかというふうに考えております。

あるいはまた、機構にとりまして収納率というのは、機構で公平・公正な徴収業務の執行をしているということを府民の皆様に説明できる手段というふうにも考えております。

したがって、収納率の向上に努めるということは、やはり機構の使命でもあります。

ただ、先ほど連合長も申し上げましたとおり、徴収業務の基本方針に基づき親切、丁寧な対応、あるいは法令に基づき納税猶予制度をしっかりと適用するといったような、適正な業務に努めながら収納率の向上にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 厚生労働省が毎年、国民生活基礎調査の発表をして、その中で日本の貧困率についても語っていますが、一番新しいので15.6%、多少前後はありますが、日本の貧困率は、この間、ずっと15、6%で推移をしている。ちょっと伸びたり下がったりしています。

OECDの平均は大体11%ですから、日本はOECD先進国の中では貧困率のかなり高いほうだと、こういう日本の状況に見合って十分な実情に配慮した取り組みを強く求めておきたいと思います。

時間がありませんので課税の共同化の問題に移ります。

この間、個人関係税の電子申告システムへの支援システムの対応が費用対効果の面から平成32年1月申告分以降に見送るということになったようですが、どういう問題や費用対効果

があるのか、その課題の改善の見通しはどうか御説明いただけますか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） これにつきましては、平成29年以後に市町村が受け付けしました確定申告書、今まで紙で国税庁に回しておりましたものを電子データで送付することが、税制改正により可能になったというところでございまして、機構で既に導入しております申告支援システム、これで受け付けいたしました確定申告、そのデータを国税庁に送付できるシステムの導入を検討していたところでございます。

このシステムの導入効果といたしましては、納税者の利便性向上といたしまして、還付金を返していただける日数が短縮するとか、源泉徴収票の書類の添付を省略できる、市町村側といたしましては、税務署への申告書の運搬が不要となるために、書類紛失のリスクが低減されるとか、あるいはデータ化を早くすることによりまして所得税の申告データの早期受信が可能になるといったようなメリットもございます。

ただ一方、初回の申告時に利用者識別番号取得をするという事務とか、番号取得用の機器の導入経費、先ほど申し上げたシステムの導入経費やその後の運用経費といった新たな事務負担とか、あるいは費用負担が発生するというところでございまして、これらの費用対効果につきまして、やはりもう少し時間をかけて検証を進めていく必要があるというところで若干延期させていただきまして、今後、検討を進める中で課題なり抽出し、その対策についても検討していく予定にしております。

○議長（石田宗久君） 山崎議員に申し上げます。質問時間があと2分ほどでございます。御配慮願います。

山崎恭一君。

○山崎恭一君 課税の共同化は徴税と比べてもメリットは出にくいと思っております。共同化が至上命題だというふうにせずに、事情に合わせながら場合によっては無理なら無理だという結論が出る場合もあり得るというスタンスは持っていたきたいと思います。

資産税の共同化の問題で償却資産についてお尋ねをいたしますが、償却資産は規模の小さな自治体では、担当者を丸々一人置いているところが少なくて兼務で0.5とか0.4とかいう対応でされているところでは、これ移管して分担金となると、かえって負担が大きくなるという声も幾つか出ております。そうしたところでは、無理に共同化するよりも、研修や調査方法の交流などの支援を行って、担当の自治体でやっていくほうが効率がいいのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 償却資産の課税事務につきましては、議員御指摘のとおり、各構成団体市町村におきまして、やはり担当者が比較的少ない現状がございます。特に申告内容の調査といった調査事務につきましては、必要な人員の確保が困難な現状でございます。

そういったものを踏まえまして、逆に共同化のスケールメリットにより調査に必要な人員を確保しまして、体制を整備して公平・公正な課税を実現するとともに、税収を確保しようと、それを目指そうというものでございます。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 土地家屋の資産税の評価ですが、土地の評価や建物の評価にとっては、結局は現地に行って調べることがどうしても避けられない例がたくさんあると思うんですが、機構で扱うとなると、機構のほうで現地に調査に行かれるんでしょうか、それとももう一回市町村に戻して調べてくれと、こう言うんでしょうか。これはどうでしょう。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 土地の共同化につきましては、現在いろいろな問題もあるということで検討を続けているところでございますが、おっしゃられました土地の評価の現地調査につきましては、やはり必要なものでございます。

ただ、今検討を進めておりました、機構がどこまで実施するのか、構成団体との役割分担、あるいは執行体制などにつきましては、今後の共同化の制度設計を進める中で検討してまいりたいというふうに考えておりました、現在では検討中ということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（石田宗久君） 山崎恭一君。

○山崎恭一君 課税の共同化は実務的にも、事務的にも非常に困難の多い業務だと思います。無理やり共同化を進めるということではなしに、実情に合わせて日本中のこうした税の共同機構のほとんど全てが課税の共同化は諦めた、軽自動車ぐらいしかやってないんですね。固定資産税の共同化をやっているところはありません。私は、こうした他の経験も入れて謙虚な態度で、この問題の対処をされるよう強く求めておきたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。

○議長（石田宗久君） 次に、小原明大君に発言を許します。小原明大君。

[小原明大君登壇]

○小原明大君 長岡京市選出の小原です。

それでは、質問をさせていただきます。まず、徴収事務のあり方についてお尋ねをいたします。

乙訓地域の納税者の方から大変切実な御相談をいただきました。内容は娘さんの教育ローンとして借り入れて口座に入っている約50万円が差し押さえられた、これをやめてほしいということ、そして分割納付については最低限度の生活が続けられるように、何とか配慮をしてほしい、こういうものです。

この方は建築関係の下請で生計を立てられている男性でして、奥さんは介護のパートを始めたというところです。専門学校生と高校生、中学生との5人家族でして、ほかにも独立はしているけれども、困難な障害を抱えてたびたび生活面でも支えを必要としているお子さんもいらっしゃいます。

昨年の所得は夫婦合わせて250万弱であって、低所得であるがゆえに、公営住宅の減免措置も受けられています。もともと専従者控除がとれていた奥さんがパートをすることで家計を支えようとしたんだけど、さきに述べました家庭の状況もありまして、余りパートに入れませんでした。そして、昨年度は非課税であった住民税が課税になって、国保も大幅にふえてしまって、かえって苦しくなっているような状況です。

日本政策金融公庫から借り入れている娘さんのための教育ローンが父親の口座に入ります。

そこから1年半分は学費を既に納入をしてこられていました。

しかし、最後の半年分の納入を目の前にして、機構によって全額差し押さえがされてしまいました。

娘さんは、この教育ローンについて、来年度の4月から毎月1万円強、13年近くかけて返す計画になっています。そのためには、まず専門学校を卒業して手に職をつけて、そして就職しなければなりません。学費が払えなければ退学ということになってしまいます。

まずお聞きしますけれども、個別案件は差し控えると言われると思いますので、こういうケースとしてお答えをいただければと思うんですが、こういった差し押さえについて機構は教育ローンとして振り込まれているお金だというふうに認識は持つんでしょうか。お答えください。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

〔事務局長後安剛児君登壇〕

○事務局長（後安剛児君） 教育ローンと申しますか、いろんな目的で借り入れられた借入金というものにつきましては、一定、機構としては差し押さえできる財産というふうには考えておまして、ただそれが教育ローンかどうかという認識はあるかどうかというのは、それは個別の状況によりますので、この場で具体的にはお答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。ケースとしてお聞きをしましたけれども、要は個別のケースとしてお答えすることはできないけれども、あと差し押さえできる財産であるという認識をするというふうには受け取ったんですが、この差し押さえできる財産ではあるけれども、それが何のために振り込まれたお金であるのかということ、教育ローンかどうかは別として、そういうことを考慮はされるのかということをお教えてください。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 学費のための借入金とか、あるいは各種目的で借り入れられた借入金につきましては、特に法令で差し押さえを制限されておりませんので、そういったものがございましたら、滞納されておられる方にそういう財産が見つけれられましたら、法令の規定により財産を差し押さえるといったような取り扱いをしております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 何のお金か判断をする必要はないというふうに今受け取りましたけれども、平成25年の高裁の判決で、児童手当として振り込まれたお金は口座に入った後も児童手当としての性格を失っていない。児童手当は差し押さえ禁止財産だから、この差し押さえた分は返さないと、こういう判決が出されていますけれども、この判決は振り込まれたお金も何のために振り込まれているお金かということ、ちゃんと考慮なさということじゃないんでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 先ほど例として出されましたものは、もともと差し押さえ、児童手当の請求権というのは差し押さえられないということでございますので、これが一旦口座

に入った以上、お金に色がないということで、預金債権として差し押さえられたものでございます。

ただ、そのためだけの預金であって、明らかに児童手当の性質を有していると。そもそも差し押さえ禁止のものであるから、それと同一であるということで好ましくないとされたものでございますので、そもそも差し押さえ禁止されていない財産が口座に入ったからといって、それを差し押さえたからといって、それと同一視するような事例ではないというふうに考えております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 差し押さえを禁止されている財産ではないので、そういった判断はしなくていいという答弁かなというふうに受けとめたんですけども、先ほども言いましたように、何のために振り込まれているのかということは考慮をする、判断をする必要はあると思います。

そして、ちょっと角度を変えますけれども、これ、私個人的に思うんですが、そもそも借りたお金というのは、その方の財産ではなくて返さなければならないものですから、この借りたお金から徴収をするということであると、要は借金して税金を払えと、こういう指導が暗になされていく、そういう危険性がないかということをお心配しています。借りたお金の中から徴収をするというのではなくて、生活のやりくりを指導するとか、収入をふやす努力、こういうのを援助する中で滞納を解消していってもらおうというのが筋ではないかと思うんですけども、借りたお金から滞納を解消していくというのは、これがいいのかどうかというのはいかがでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 税金を借金して払えというようなつもりは到底ございませんが、いろんな目的で借り入れて預金債権となりましたものは、やはり差し押さえ対象財産というふうにはなるというふうに考えております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 借りて税金払えと言うつもりはないというふうにおっしゃいましたけれども、そういう対応をしていけば実質、そういう圧力になっていかざるを得ないというふうに思っています。

そしてあと、先ほど紹介した方で言いますと、所得が250万弱ということで、そうすると月にして20万ほどしかないということですが、育ち盛りの10代の子が3人という5人家族ですと、国税徴収法では給与の差し押さえ禁止額が決まっています、10万円プラス同居家族一人につき4.5万ずつ、これが決まっています。これに当てはめると、この方でしたら月28万までは給与の差し押さえはしてはならない家庭だと思います。

ですから、貯金の中から、私は教育ローンと思っているんですが、それが押さえられたことになったと思うんですけども、この給与の差し押さえ禁止の規定というのは何のためにあるのでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） やはり給与はその方の生活を支えるものでございますので、基

本的な生活の部分については、やはり税より優先するという事で差し押さえが禁止されているものがございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 そういう基本的な生活を支えるものである、それがこの方で言ったら28万まではそれに該当するという中で、教育ローンの部分の差し押さえを、悪い言い方をすると、人質にして納付をふやせと迫るということがありましたら、要は基本的な生活を支える最低限度の額以下の生活を行政が住民に求めていることにならないでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 先ほどから申し上げておりますとおり、その方の生活、給料どうこうもございしますが、全体で、その方の生活状況を判断いたしまして、当然猶予制度、先ほど申し上げた滞納処分の執行停止等、適用できる範囲であれば法に従ってやると。その基準に合致しない場合は、やはり納税をしていただくように進める、そういった判断でございます。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 現状の法律では、差し押さえ禁止財産になっていないものについては、どういってお金であるかとか、そういうことは考えなくても外形上よいと、きっと現場ではいろいろ考えてはおられると思うんですけども、そういうことになっていると思います。

しかし、実体として、じゃ、教育ローンの借りているお金が差し押さえられたらどうなるかというのは、実際に目に見えてくるものがあると思うんですけども、要は学費が払えず退学を余儀なくされるということが起こると思うんですけども、これでいいんでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 学費云々、そういったことではなく、生活全体として税機構では対応しております。教育関係につきましては、そこまでやはり税としてその部分を法律に規定のない段階で、我々でいい、悪いの判断をするべきことではございませんので、我々は法に定められた納税猶予制度が適正に適応できるように十分事情をお聞きして判断すると。それ以外の部分については、やはり国の制度の充実なりを図っていただくといった形になるかというふうに思っております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 今、大変苦しい胸のうちも含めて答弁していただいていると思うんですけども、現状の制度のもとでは徴収を進めていかざるを得ないということなのかなというふうに受けとめましたけれども、その際に日本政策金融公庫の教育ローンの条項では、借主が公庫の認めた用途以外に使ったときは、直ちに債務の全額を弁済しますというふうにあります。

ですので、娘さんの学費として入れることなく、滞納の分の支払いにもし充てることになってしまったら、この公庫から今すぐ全額返せと言われることになります。すると、たちまち生活は破綻をすることになりますけれども、そういうことは認識はされてますでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） そのこと自体につきましては、機構のほうでは認識はしておりません。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 認識しておられないということなんですけど、条項を読みましたらそうなんです。なので、それが結果として問われてくることになると思います。

そして、今、教育ローンかどうかとか、そういうことを判断する立場にないというふうにはおっしゃったんですけれども、一方で納税者に対して生活状況をよく聞いて、悪質なのか、そうでないのか、判断していくということも、連合長からも先ほど言われていたと思うんですけれども、そう考えた場合、今学費が払えず、今すぐ全額返せというふうになってしまったら、たちまち破綻ですけれども、ここで学費を納めてもらって、娘さんが無事卒業して就職ができて、自分で稼いでローンを返済できて、家に食費も入れるようになると、こういうふうになりましたら、着実に滞納をその方が返していく、そういう道が開けてくるんじゃないかと思うんですけれども、その生活状況全般を把握して考えたときに、どちらが得かというふうを考えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 税機構につきましては、やはり移管された案件の滞納整理というものを業務としておりまして、おっしゃられるような生活再建的なところにつきましては、我々で直接何かできるようなものはございませんが、一定、そういったところに情報が必要であれば、各構成団体の税組織のほうに情報を提供しておりますので、各構成団体の中でそういったものに活用していただけたらというふうに思っております。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 今、生活再建というふうにおっしゃいましたけれども、再建という以前に、要は破壊ということも場合によってはできてしまうということだと思います。国税徴収法の153条でいきましたら、先ほどもありましたが、滞納処分の停止という道もあるというのを連合長、先ほどおっしゃっていましたが、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに滞納処分の停止、3年間というのがありますけれども、これ、どういう状況かということ、この76条の給与差し押さえ禁止額、これが基本になって生活の窮迫されるおそれを判断するとあります。

そう考えると、この方はその教育ローンのことを除けば、生活を著しく窮迫するような所得しかないわけですから、滞納処分の停止ということを経営が合法的なもとに判断するということができたと思うんですね。そういう意味では、機構の判断によって、要はこの子供の人生が大きく変わってしまうということがあると思いますので、今、法律上、判断できかねますというだけで終わってはならない問題やと思います。現状の機構の対応として、そうなるという説明があったわけですが、それでいいのかどうかということを私たちは考えなければならぬし、国民は決めていくべきだと思いますけれども、その国民に選ばれた議員や、あるいは首長、政治家が判断していかなければならないことだと思います。

この議論をきっかけにして、これまで差し押さえて支障ないという判断をしてこられたものであっても、やはりこの学業に必要な学費となるお金を差し押さえたならなんなど、そういうコンセンサスができて、ルールになっていけばいいなというふうに思っています。現状の事務方の仕事はわかりましたけれども、それでよいのかという面について連合長の見解を

伺いたいと思います。

○議長（石田宗久君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 当機構の滞納整理の考え方というのは、今、事務局長が申し上げたとおりでございますが、またさらに先ほど私が高倉議員に冒頭お答えしたとおりでございますけれども、税務行政の基本というものは、公平・公正な業務執行を通じて納税秩序の維持と税収の確保に努めることございまして、関係法令の規定を公平性の基準としながら、個々の状況に応じた適切な滞納整理を進めることが重要であるというふうに考えております。

個別の折衝についてのコメントは差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（石田宗久君） 小原明大君。

○小原明大君 連合長に個別の案件について、こうしろとか言うつもりはありませんけれども、今後のことも含めて判断をしていく必要があるんじゃないかなと思ってまして、要は今、給付制奨学金という制度も大変部分的ですけどできましたし、教育の無償化というのも議論になっている。要は、親の事情によって子供の未来が制限されてはならないという社会的なコンセンサスができつつあるからこそ、こういう制度ができていっているんだと思います。

また、滞納しているんだから、ほんまやったら払わないかんやないかということもあるかもしれないけど、そもそも国保が高過ぎるという問題もやっぱりあると思ってまして、ここにいらっしゃる議員の皆さんも本当に実感はされていると思うんですけど、家族が多くなると、特別、国保が高くなっていく。社会保険でしたら家族の人数関係ないですけども、国保はもう家族が多ければ多いほど負担が重いのですので、要は子供が多くなると負担が重いという状況を解消するために、国保もこの制度を少し見直していこうという動きが今あると思います。

ですから、こういう社会のコンセンサスが変わっていきますし、それに対応して業務の進め方というのもルールをつくっていかねばならないと思ってまして、機構がちゃんとこの流れを踏まえていって、現場だけの判断ではできなければルール化をしていくということが必要だと思ってます。

先ほど法律のもとではここまでしかできない、ルールをつくっていかねばならないということをおおすような局長の発言もあったんですけども、この法に基づいたというやり方を機械的にやることで、子供が人生を狂わされないようにというふうに思いますし、そう思ったら生活再建をというのを私はずっと言ってきて、それは違うと言われ続けてきたんですけど、そこまで考えていくのも必要じゃないかなというふうに改めて思いましたので、機構だけでなく全国的なことですので、国会でも論議がされるようにしていきたいと思っております。

二点目の課税事務の共同化について、一つだけお伺いをしたいと思います。

前回の議会の質問の中で、私、大分勘違いをしていたみたいですよということをここで表明してしまったんですけども、それは御答弁を聞く中で私がちょっと理解が間違っていて勘

違いしていたというふうに言ってしまったのですが、後でお聞きをしていると全然別にそんなことはなくて、答弁の聞き間違いやったんですが、一つ確認をしておきたいんです。

課税自主権が構成団体に残ってますので、税率とか賦課決定とかそういうところは構成団体がやると。機構はそれに至るまでの作業と一緒にやるというふうに前の局長が答弁されたんですが、これ、一緒にやるというのは評価と一緒にやったりとかすることじゃないと思いますので、やっぱり機構に評価事務とかを移管してしまいますので、要は機構が評価額を返してくるまではお任せということになるんじゃないかなと思うんですが、その点、お答えください。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛兄君） 評価につきましては、議員おっしゃるとおりでございまして、一緒にやるというよりは、機構とは役割分担をいたしまして、機構がやるというふうに規約に書かれますと、構成団体側ではもうその権能がなくなります。そういう意味でしっかり役割分担をして、効率的に業務を進めていくということでございます。

○小原明大君 わかりました。ありがとうございます。

○議長（石田宗久君） 次に、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦でございます。通告によりまして、質問をさせていただきます。

まず、大阪北部地震並びに平成30年7月豪雨により被災された皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方、また御遺族の皆さんにお悔やみを申し上げます。地方税機構においては、被災された皆さんの個々の状況、先ほども答弁が少しありましたけれども、しっかり、正確に把握をされて、納税猶予措置など適切な対応を強く求めておきたいと思っております。

また同時に、今後こうした連続災害ということは、十分予想できる状況になってきておりますので、今回の被災の状況を踏まえた上で今後、連続災害なども念頭に置いた対応、これ、ぜひ事務のあり方としても検討をしていただきたいと、これは求めておきたいと思っております。

それで、質問は固定資産税等の課税共同化についてであります。家屋評価事務調査分析業務委託の提案仕様書が、ことし2月26日に京都地方税機構から示されております。それによりますと、京都府及び京都市を除く構成団体における家屋評価事務の現状を調査、分析をするということによって、不動産取得税及び固定資産税に係る家屋調査事務の共同化に資する、このことを目的として実施するとされており、2,100万円の予算が示されております。その結果について、どういった業者が何件応募されて、結果としてどの業者に委託されたのか、またその理由を明らかにされるとともに、現在どういった取り組みが行われているのか、具体的にお答えいただきたいと思っております。

もう一点は、私は徴収業務のあり方について問題がある、これまで常々指摘をしてきましたし、先ほど来の質問の中でも、そのことは課題として浮き彫りになってきたと思っております。平成29年に改定をされました京都地方税機構第2次広域計画では、基本方針の(1)のところ

で、地方税のうち法人関係税の課税事務について書いてあり、また(2)のところでは地方税のうち、自動車関係税について課税事務を効率的に行うとともに、構成団体における適正な課税を促進しますというふうに示されました。課税事務についてはそれだけでありまして、先ほど紹介しました家屋評価調査事務などについて、固定資産等にかかわる部分については、何も計画的には示されておりません。それを今年度から来年度にかけて業務委託を行って調査を開始していくということは、基本的には考え方には含まれているのかもしれませんが、それを具体化した計画には何もない。これを共同化を前提に進めていくということになるではありませんでしょうか。そうではないというのであれば、その根拠について、一般論ではなく、具体的に明確にお示しをいただきたいと思います。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

〔事務局長後安剛児君登壇〕

○事務局長（後安剛児君） それでは1点目、まず家屋評価事務調査分析業務の委託についてでございますけれども、これにつきましては企画提案、いわゆる公募型プロポーザル方式によりまして、委託先、候補者を募集しておりまして、業者といたしますと、不動産鑑定業あるいは航空測量、飛行機を飛ばして測量、写真を撮ったりする航空測量業者などの4社から企画提案がございました。提案につきまして有識者3名の外部委員と当機構事務局が評価しました結果、他の自治体における同種、類似の業務の受託実績、あるいは業務完了までの業務実施体制等において、他の企画提案者よりすぐれているという評価を得まして、朝日航洋株式会社西日本空情支社、この業者が選択されまして委託契約を締結したところでございます。

現在は、この業者によりまして各構成団体におけます新築家屋評価の特徴を把握していただくために、平成29年度新築の家屋評価調査書を収集、あるいは各構成団体で既につくっておられます評価要領、こういったものを収集いたしまして、その中身につきまして現在、現状分析を行っているところでございます。

今後につきましては家屋評価事務の共同化の基準となります新築家屋評価の家屋評価事務取扱要領、こういったものの作成と家屋評価事務の簡素、合理化を図る比準評価手法の構築といったことを行いまして、さらに共同化の検討を進めることとしております。

2点目でございます。先ほど御指摘ございました広域計画でございますが、これにつきましては、規約で広域連合のほうで処理する業務につきまして、広域連合と各構成団体で役割分担をして行う業務について、議会の議決を得て決定しているものでございます。

この徴収業務、課税の事務でございますけれども、今年度から調査分析業務の委託を開始したということの根拠についてでございますが、これにつきましては、御存じのとおり、機構は規約の4条の6号に、課税事務の共同化の準備を進めることを事務とすることを規定していただいておりますので、それに基づき課税の共同化の準備行為を進めております。そして、平成27年2月の京都府・市町村税業務調整会議で合意いただきました、段階的にできたものからやるということの方針に従いまして、今回検討を進めた結果、協議が整いました部分につきまして、分析調査業務を始めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 再質問させていただきたいと思います。

まず、家屋調査事務分析業務委託の結果がどういう形で議会、あるいは議員に報告をされていくのか、これについてテンポも含めて教えていただきたいと。

さらには、先ほど別の委員からもありましたように、新築にしても現地調査が当然要ると思うんですけども、そこがどこがやるのかなども今検討中という話が先ほどあったかと思うんですけども、そういうこのスキーム全体がどうなのかということについてのおよそのめどや、あるいは形がどうなったのかについて、どういう形でこれも議員や、あるいは議会に報告をされていくのか、これについてお答えいただきたいというのが一つ。

もう一つは、先ほども少しあったように、この調査事務分析業務を委託されて、実際にどういうスキームであるかということを検討した結果、これ難しいということが当然あり得ると思うんですね。そうなった場合は、2,100万円投入して委託はしたけれども、導入できないということもあり得るのかどうか、この点について明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） 先ほどの業者の委託状況、あるいは今後の進捗状況の御報告につきましては、当機構議会、年2回でございますので、そういったことで取組状況というのを御報告する機会が少ないということで、今後、11月に業務報告会というのを設けさせていただいております。そういった機会を通じまして、その時点での進捗状況などを御報告させていただくとともに、それに対して御意見をお聞かせいただくというふうに考えております。

それと、今後の課税の現地調査等を含めた体制でございますけれども、こちらにつきましても土地と同じように現地調査というのが必ず必要になってまいります。そういう意味では、この評価を機構でやるということになりますと、やはり現地での調査が効率的に行えるような執行体制を考えていくということが基本になってまいります。その辺、具体的にどの地域を一つのくくりとするかとか、何人体制でやるかといったことにつきましては、この分析業務の結果も含めまして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

先行投資して共同化が始められないといった可能性ということでございます。確かにないということをお断言はできませんけれども、そこはやはり機構といたしましては課税業務を進めていくというのが業務でございますので、各構成団体様の合意を得られるような制度設計を最大公約数のものを見つけていくということで、そういったことのないよう、実現に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 再度質問させていただきたいと思います。

今の御答弁で、今後できるだけ最大公約数的にやっていきたいということなんでしょうけれども、この結果として、無理に課税業務の共同化をしていくということがないように、これは当然なじまないということだって現実にはあるわけですから、そこはそうならないように判断をするということは、税機構の役割の一つかと思っておりますので、この点は求めておきたいと思っております。

あと、業務の委託をして、その結果、あるいは今後のスキーム等については、11月の業務報告会は確かにそれしかありませんので、そこで報告があるわけですけれども、通常、地方公共団体の場合は常任委員会だとか、あるいは議会、本会議だとか、さらには閉会中の審査等で報告があって、それで一つ一つ重要な案件については住民の代表である議員の方から意見を伺って、判断しながら執行していくということが仕組みになっているのは、もう言うまでもないことです。

しかし、特別地方公共団体である地方税機構議会は年2回、あるいは11月のものだけしかないということになってくると、今後、課税事務の共同化などのことも一般論としては対象にしたものは検討していったって、ふやしていきたいということは基本方針であるのかもしれませんが、それをどういう形で、どういう順序で、何を政策判断として優先するのかなどについての意見交換の場というのではないわけだし、あるいは今言っている業務委託の分野についても11月までは何にも我々はわからないということで、果たしていいのでしょうかというふうには私は思うんですね。

この意味では、議会事務局の皆さんの御努力ということはあるのかもしれませんが、仕事がふえていくのは本意ではありませんけれども、しかし、やはりこれだけ重要なことが結局年2回で、その11月の報告しかなくて、そこで初めて聞いて意見だけ言うというようなことでは、これは税にかかわるということである、まさに府民の生活の根本、あるいは自治体の業務の根本にかかわる一つの問題ですから、ここは今後ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

例えば、正式な議会や業務報告会でなくても、適宜各議員に報告されることは当然、地方公共団体であればありますよね。

ところが、当税機構議会はそれが無いのですよね。やっぱりそこは見直す必要があるんじゃないかなと思いますので、これは求めておきたいと思います。

それで、再質問は、私は一般論として今後、課税事務の共同化をしていくということについて書いてあるのは存じているんですけど、具体的な二期計画、これを承認して進めているわけですよね。そこには基本的に載せてなくて、しかし今後、共同化していく一般論のもとで最初に家屋評価調査事務をやるという、これはやっぱりおかしいんじゃないかと思うんですね。何からやるべきなのか、何をやらないのかということについては、やはり根拠もちゃんと示されて論議をしていくということが私、必要だと思うんです。

そこで、一体どの税目を対象にされて、今後どういう見込みとテンポで実施を、課税事務の共同化をしていくのかについて、そういうロードマップのようなものがあるんでしょうか。その順序なども含めて説明いただきたいと思います。

さらには、京都市との関係などもどうなのか、これ具体的に説明を求めたいと思います。

これが一つです。

もう一点は、自治体の段階では税務行政に精通した職員が足りていないというのが、本機構議会でも大変議論になってきたことであります。地方税機構自身の業務においても、初めて税業務に携わった方がふえているということもお聞きしてきました。そして、現実のもとで、課税事務が共同化をされていくということになれば、これ、それこそ自治体において実

体的な課税自主権が業務上も含めてなくなっていく可能性があるんじゃないかと、その心配を私は思うわけですが、その点についてはどうお考えか、2点、お答えください。

○議長（石田宗久君） 後安事務局長。

○事務局長（後安剛児君） まず課税のロードマップといたしますか、今後の計画でございますけれども、当初個人関係税、あと資産関係税、自動車関係税といったものを法人関係税の次にということで進めておりまして、自動車関係税につきましては昨年からは開始することができたというところでございます、今現在、固定資産関係税のうちの固定資産税の家屋評価につきましては、先ほどございましたような評価業務の分析業務を進めておるといところでございます。

そして、償却資産につきましては、今後、システムを導入するというようなことを検討しておりまして、できるだけ予算化の議論をさせていただくように、今、構成団体と調整中でございます、いずれの分につきましては今後2年、3年先には実現したいというふうなスパンで考えております。

ただ、あと土地につきましては、かなり共同化につきましては課題が多いということで、長期的な検討課題というふうにしておりまして、現在、ロードマップ的なものというものはお示しできるような状況にはないというところでございます。

また、京都市さんにつきましては、機構の進捗状況、取組状況につきましては節々で報告させていただきます。

ただ、まだなお京都市さんのほうにつきましては、市独自で税業務というのを実体はされておられますので、今後も情報提供、情報交換といった形でどこかで、共同化とまではいかないですけども、連携してやれることがないかと、機構としてやれることはないかということで調整してまいりたいというふうに思っております。

それから、構成団体側、または機構側でも税経験者の減少というのが確かにございますけれども、機構のほうで課税業務をやることで、機構のほうで課税に熟練していただいた方が構成団体側に帰って、またそういった部署で御活躍いただけるといったようなことで人事の交流等の中で構成団体、機構ともに人材の育成に努めてまいりたいというふうに考えておりますし、そういった形でできるよう、構成団体側にも御協力を求めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（石田宗久君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 もう最後にしますけれども、とにかく課税業務も共同化をしていくということありきで、やっぱり無理に進めていくということがないようにしないと、結局、市町村職員さん、府職員さんが派遣をされて初めて税業務に携わられて、そこで一定経験を積まれて帰られても、実体としては共同化業務を多くが地方税機構がやっていくということになると、これは結局、人材育成の観点からいっても課題がどうしても残ると。しかも、そういう課題が残るといことは、実体的な課税自主権についてやっぱり奪われていくことにつながりかねないというふうに思いますので、そこは本当に慎重にやるべきではないかなというふうに思っております。

このように市町村や納税者に今後、極めて深刻な自体を招きかねないことが予想されますので、こういうやり方については、あるいは中身についても見直すように強く求めて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石田宗久君） 以上で、一般質問を集結いたします。

○議長（石田宗久君） 次に、日程第9「第1号議案及び第2号議案」の2件を一括議題といたします。

○議長（石田宗久君） これより議案2件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

○議長（石田宗久君） 次に、議案2件に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、光永敦彦君に発言を許します。

光永敦彦君。

[光永敦彦君登壇]

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦でございます。ただいま議題となっております、第1号議案、京都地方税機構公告式条例一部改正の件に賛成し、第2号議案、平成29年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件に反対の立場から討論を行います。

第2号議案、平成29年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件に反対する理由は第一に、このまま京都地方税機構が特別地方公共団体として存続し続けることに府民的に見て、また自治体にとって果たして重要な意味があるのかという根本的な問題がさまざま露見をしてくれていると考えるからであります。

例えば、本決算の歳出を見ますと、派遣職員人件費が昨年度に比べて約6,000万円増加をしております。これは自動車関係税に係る共同化に伴う府職員派遣によるものとお聞きをしております。

しかし、ここ数年、先ほど論議がありましたように、移管額全体は減り続けており、当然収納額も減り、減少している滞納額に対する収納率は上がると。また、徴収率はほぼ100%に近くなってきております。

その結果、未納の額も減少していくという傾向にあります。高齢化、人口減少局面で滞納案件の処理をする業務の役割は、相対的に低下し、他方では私が先ほど質問させていただいたとおり、今後、課税事務を共同化していけば、人件費も含め市町村負担金はふえ続けるとともに、実体的な課税自主権が奪われていく傾向が強まる傾向になってまいります。今後、この傾向は強まるのが十分予想され、共同化できない事務も当然あるわけで、そうなることまさに、市町村や京都府における税務行政と税務関係職員のあり方がゆがんでしまうことになりかねないことは、今の現実から見ても十分予想をされることでもあります。

誤解を恐れずに言えば、税機構に参加していない京都市が、その内容の是非は別にして、包括的な税務行政と税務職員を育成することに、結果として対応できる条件を持つとも言えると考えております。

反対の理由の第二は、税務行政は住民お一人お一人のなりわいや暮らしの総体を適切に把握して対応していくという、当然の基本がやはりゆがめられる可能性が高いという点であります。

本議会で、先ほど小原議員が質問されましたように、教育ローンという学費に充てるためのお金まで現金化されたからといって、禁止財産でなければ実質、差し押さえをするなどということは本来あってはならないことでもあります。これは徴収業務を職務として行われる本税機構で起こったように、基礎自治体に比べ同様のことが起こりやすい仕組みとなっていることを改めて明らかにしたものと考えます。このことは当初から指摘をされてきたことで、しかもこうした案件が議会では個別案件として議論をされず、また地方税事務所でもなかなか実体が明らかになりにくくなっているのが現実であります。よって、本地方税機構の今日的課題が浮き彫りになっている以上、決算認定に賛成することはできません。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（石田宗久君） 次に、梅原好範君に発言を許します。

梅原好範君。

〔梅原好範君登壇〕

○梅原好範君 京丹波町議会選出の梅原好範でございます。ただいま上程されております公告式条例一部改正の件及び平成29年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件の2件について、賛成の立場で討論いたします。

私は、昨年11月、京丹波町議会から税機構議会議員として選出され、前回の30年2月議会より参加させていただいておりますが、それ以前の平成23年11月から27年11月の間においても、本機構議会議員として参画しておりました。最初の平成24年2月議会では、同年4月から開始される法人課税事務の共同化について必要性の有無が議論されており、慎重な運用を求めるとともに、その効果に期待していたことを記憶しております。以降、6年余りが経過した現在の状況を伺いますと、法人課税業務では府税と市町村税の申告書を一括して提出できるようになり、納税者の利便性の向上を図るとともに、構成団体と協力し、未申告法人の捕捉と申告指導に努力することで、公平・公正な税務行政を推進しながら、継続的な税収を新規に確保されるなど、共同化の成果が顕著にあらわれているところでです。

また、徴収業務については、先ほどの連合長の答弁のとおり、着実な成果を上げられ、各構成団体の税収効果につながっております。

これは私の町でも数字として読み取れる効果があらわれており、京都府地方税機構によりますと、国保を含む徴税の徴収率が機構移管前の82.0%から28年には92.6%と大幅に向上しており、具体的な金額に換算しますと、実に2億3,000万円もの増収効果を示しております。

今定例会に提出されている議案のうち、公告式条例改正条例については、さらなる業務の効率化を目指すもの、そして29年度決算の内容は新たに設置された自動車関係税申告受付センターの運営を含む各種事業を実施するための必要な歳出を構成団体からの負担金を用いて行ったものであり、監査委員の意見書にもあるように、適正に執行されているものと考えます。今後においても構成団体との十分な連携を継続しながら、必要な支援のもとで共同化を着実に進捗させ、さらに効率的で公平・公正な税業務が実現されることを強くお願いいたします。

ます。

京都地方税機構へは京都府職員を初め、府内の各市町から出向されており、私の町からも3名の職員が参加し、懸命に職務に取り組んでくれております。日々、御努力いただいております皆様に心からの慰労と感謝を申し添え、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（石田宗久君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（石田宗久君） これより、議案2件について採決に入ります。

採決は1件ずつ、2回に分けて挙手により行います。

まず、第1号議案「京都地方税機構公告式条例一部改正の件」の採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田宗久君） 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案どおり可決されました。

次に、第2号議案「平成29年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決を行います。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（石田宗久君） 挙手多数であります。よって、第2号議案は原案どおり認定されました。

○議長（石田宗久君） 以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、平成30年8月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 石田宗久

会議録署名議員 足立伸一

同 水野孝典